

浜田地区広域行政組合介護保険条例

平成15年3月3日

条例第6号

改正	平成16年9月24日条例第3号	平成17年9月30日条例第5号
	平成18年3月31日条例第3号	平成20年3月1日条例第2号
	平成21年3月2日条例第1号	平成22年7月9日条例第1号
	平成24年3月30日条例第1号	平成25年10月11日条例第7号
	平成27年3月31日条例第1号	平成27年6月1日条例第6号
	平成29年3月31日条例第1号	平成30年3月31日条例第1号
	平成31年3月31日条例第2号	令和元年8月30日条例第4号

目次

第1章 浜田地区広域行政組合が行う介護保険（第1条）

第2章 介護認定審査会（第2条）

第3章 保険料（第3条—第11条）

第4章 雑則（第12条）

第5章 罰則（第13条—第17条）

附則

第1章 浜田地区広域行政組合が行う介護保険

（趣旨）

第1条 浜田地区広域行政組合が行う介護保険については、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）その他の法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2章 介護認定審査会

（浜田地区広域行政組合介護認定審査会の委員の定数）

第2条 浜田地区広域行政組合介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の委員の定数は、100人以内とする。

第3章 保険料

（保険料率）

第3条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1

号被保険者（法第9条第1号に規定する被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 4万1,880円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 5万8,632円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 6万2,820円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 7万5,384円
- (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 8万3,760円
- (6) 次のいずれかに該当する者 10万512円
 - ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）
- (7) 次のいずれかに該当する者 11万7,264円
 - ア 合計所得金額が120万円以上160万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）
- (8) 次のいずれかに該当する者 13万4,016円
 - ア 合計所得金額が160万円以上200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。）
- (9) 次のいずれかに該当する者 15万768円
 - ア 合計所得金額が200万円以上300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）
- (10) 次のいずれかに該当する者 16万7,520円
 - ア 合計所得金額が300万円以上500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用

されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 18万8,460円

ア 合計所得金額が500万円以上700万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 20万9,400円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、3万1,410円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中3万1,410円とあるのは、5万256円と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中3万1,410円とあるのは、6万726円と読み替えるものとする。

（普通徴収に係る納期）

第4条 普通徴収（法第131条に規定する普通徴収をいう。以下同じ。）に係る保険料の納期（以下「納期」という。）及び納期限は、次のとおりとする。

第1期 6月末日まで

第2期 7月末日まで

第3期 8月末日まで

第4期 9月末日まで

第5期 10月末日まで

第6期 11月末日まで

第7期 12月28日まで

第8期 1月末日まで

第9期 2月末日まで

第10期 3月末日まで

2 前項に規定する納期によりがたい第1号被保険者に係る納期は、管理者が別に定めることができる。この場合において、管理者は、当該第1号被保険者に対しその納期を通知しなければならない。

3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものと

する。

（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）

第5条 保険料の賦課期日（法第130条に規定する保険料の賦課期日をいう。以下同じ。）後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割をもって行う。

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から第3条のいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額の合計額とする。

4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

（保険料の額の通知）

第6条 保険料の額が定まったときは、管理者は、速やかに、これを第1号被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、また同様とする。

（保険料の督促手数料）

第7条 管理者は、保険料の督促手数料を徴収するものとする。

2 前項の督促手数料の額は、督促状1通につき100円とする。

（延滞金等）

第8条 保険料の納付義務者（法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者をいう。以下同じ。）は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）であるときは当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金及び督促手数料を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額は、100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（保険料の徴収猶予）

第9条 管理者は、次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、保険料の納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、3月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、管理者に提出しなければならない。

- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
- (2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- (3) 徴収猶予を必要とする理由

（保険料の減免）

第10条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その納付すべき保険料の全部又は一部を納付することが困難である者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減額又は免除（以下「減免」という。）することができる。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき。
- (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。
- (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休

廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき。

- (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したとき。
- (5) その他管理者が特に必要と認めた場合。

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収（法第131条に規定する特別徴収をいう。）の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、管理者に提出しなければならない。

- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
- (2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- (3) 減免を必要とする理由

3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を管理者に申告しなければならない。

（保険料に関する申告）

第11条 第1号被保険者は、毎年度6月15日まで（保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内）に、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市町村民税の課税者の有無その他管理者が必要と認める事項を記載した申告書を管理者に提出しなければならない。

第4章 雑則

（規則への委任）

第12条 法令及びこの条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

（罰則）

第13条 管理者は、第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき（同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

第14条 管理者は、法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し、10万円以下の過料を科する。

第15条 管理者は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第16条 管理者は、偽りその他不正の行為により保険料その他この法律の規定による徴収金（法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第17条 前4条の過料の額は、情状により、管理者が定める。

2 前4条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に浜田市介護保険条例（平成12年浜田市条例第27号）、江津市介護保険条例（平成12年江津市条例第13号）、金城町介護保険条例（平成12年金城町条例第25号）、旭町介護保険条例（平成12年旭町条例第2号）、弥栄村介護保険条例（平成12年弥栄村条例第11号）又は三隅町介護保険条例（平成12年三隅町条例第19号）の規定により行った処分、手続その他の行為は、この条例中これに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

3 第3条の規定は、平成15年度以後の年度分の保険料について適用し、平成14年度分までの保険料については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（延滞金の割合等の特例）

5 当分の間、第8条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合

に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（浜田地区広域行政組合介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の廃止）

- 6 浜田地区広域行政組合介護認定審査会の委員の定数等を定める条例（平成11年浜田地区広域行政組合条例第9号）は、廃止する。

（桜江町編入に伴う経過措置）

- 7 邑智郡桜江町（以下「桜江町」という。）の江津市への編入の日（以下「編入日」という。）前に桜江町の区域内に住所を有する者に邑智郡町村総合事務組合介護保険条例（平成12年邑智郡町村総合事務組合条例第1号。以下「邑智郡介護保険条例」という。）の規定により行った処分、手続その他の行為は、この条例中これに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

- 8 編入日前に桜江町の区域内に住所を有する第1号被保険者であった者に係る第3条の規定は、編入日の属する月以後の月分の保険料について適用し、編入日の属する月の前月までの月分の保険料については、なお従前の例による。

- 9 編入日前にした邑智郡介護保険条例第13条から第17条までの規定の適用を受ける行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置）

- 10 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条第1項の規定に基づき、法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に行わず、同日の翌日から行うものとする。

附 則（平成16年9月24日条例第3号）

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年9月30日条例第5号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（平成18年度及び平成19年度における保険料率の特例）

- 2 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第28号。この号において「平成18年介護保険等改正令」という。）附則第4

条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度の保険料率は、第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第3条第1項第4号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていないものとした場合、第3条第1項第1号に該当するもの 3万8,400円
- (2) 第3条第1項第4号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1項第2号に該当するもの 3万8,400円
- (3) 第3条第1項第4号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1項第3号に該当するもの 4万8,000円
- (4) 第3条第1項第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）附則第6条第2項の適用を受けるもの（以下この項において「第2項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成18年度の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1項第1号に該当するもの 4万3,200円
- (5) 第3条第1項第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1項第2号に該当するもの 4万3,200円
- (6) 第3条第1項第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1項第3号に該当するもの 5万2,800円
- (7) 第3条第1項第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1項第4号に該当するもの 6万2,400円

3 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度の保険料率は、第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第3条第1項第4号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての

世帯員が平成19年度の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1項第1号に該当するもの 4万8,000円

(2) 第3条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1項第2号に該当するもの 4万8,000円

(3) 第3条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1項第3号に該当するもの 5万2,800円

(4) 第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）附則第6条第4項の適用を受けるもの（以下この項において「第4項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成19年度の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1項第1号に該当するもの 5万7,600円

(5) 第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1項第2号に該当するもの 5万7,600円

(6) 第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1項第3号に該当するもの 6万2,400円

(7) 第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1項第4号に該当するもの 6万7,200円

（平成20年度における保険料率の特例）

4 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成19年政令第365号）による改正後の介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第28号。この条において「新平成18年介護保険等改正令」という。）附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料率は、第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第3条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を

除く。以下同じ。）が課されていないものとした場合、第3条第1項第1号に該当するもの
4万8,000円

(2) 第3条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての
世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場
合、第3条第1項第2号に該当するもの 4万8,000円

(3) 第3条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての
世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場
合、第3条第1項第3号に該当するもの 5万2,800円

(4) 第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての
世帯員（新平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号に該当する者（以下この項
において「第5号該当者」という。）に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市
町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1項第1号に該当するもの 5万7,600
円

(5) 第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての
世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課さ
れていないものとした場合、第3条第1項第2号に該当するもの 5万7,600円

(6) 第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての
世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課さ
れていないものとした場合、第3条第1項第3号に該当するもの 6万2,400円

(7) 第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての
世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課さ
れていないものとした場合、第3条第1項第4号に該当するもの 6万7,200円

（経過措置）

5 平成17年度までの各年度における保険料率は、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月1日条例第2号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月2日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成20年度までの各年度における保険料率は、なお従前の例による。

附 則（平成22年7月9日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第3条の規定は、平成24年度以降の年度分の保険料について適用し、平成23年度までの各年度における保険料率は、なお従前の例による。

附 則（平成25年10月11日条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の浜田地区広域行政組合介護保険条例附則第5項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月31日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第3条の規定は、平成27年度以降の年度分の保険料について適用し、平成26年度までの各年度における保険料率は、なお従前の例による。

附 則（平成27年6月1日条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第3条第2項の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、適用しない。

附 則（平成29年3月31日条例第1号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月31日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月31日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年8月30日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。